

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第 1081 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	茨城れいわ運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県日立市
処 分 年 月 日		令和 7 年 6 月 3 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		従業員（当時 32 歳）を、随伴用自動車の自動車保険（任意保険）に係る運転者年齢条件（35 歳以上）を満たさず、法第 12 条に規定する損害賠償措置の適合外であるにもかかわらず、随伴用自動車の運転者として従事させたため。（法第 12 条違反）
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条及び第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		茨城県